

「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」 SNS・WEB 広告等を活用した広報およびコンテンツ作成業務 仕様書

1. 件名

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会（以下、「大会」とする。） SNS・WEB 広告等を活用した広報およびコンテンツ作成業務（以下、「本業務」とする）

2. 趣旨

令和 6（2024）年 5 月 17 日から 5 月 25 日にかけて開催される「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」（以下、「大会」とする）に向けて、大会の認知拡大・機運醸成・観客誘致を目的とした、SNS 等でのターゲティング広告の実施、SNS 運用にあたっての効果的なコンテンツ作成を行う。

「参考」大会概要

- ① 開催日程 令和 6（2024）年 5 月 17 日（金）から 5 月 25 日（土）
- ② 参加者 約 100 カ国・地域
【選手】約 1,300 名（うち約 400 名が車いす利用者）
【役員】約 1,000 名
- ③ 競技会場 神戸総合運動公園 ユニバー記念競技場
- ④ 主催 国際パラリンピック委員会（以下、「IPC」とする）
※担当機関は、IPC の一部門である世界パラ陸上競技連盟（以下、「WPA」とする）
- ⑤ 運営 神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会

3. 契約期間

契約締結の日から令和 6（2024）年 5 月 31 日（金）まで

4. 支払方法

部分払い

令和 5 年度分（令和 6 年 3 月 10 日まで）業務完了後及び令和 6 年度分（令和 6 年 3 月 11 日から 5 月 25 日まで）業務完了後に、組織委員会の検査を経て、受注者の請求に基づき支払う。

5. 委託者

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会（以下、「組織委員会」とする。）

6. 業務内容

（1）SNS・WEB 等広告の実施

① 広告配信プランの検討・提案

- ・SNS 上において、「神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会」に関心を寄せている、または関心を寄せる可能性があるターゲットを詳細な分析により抽出すること。
- ・ターゲットに訴求する効果的な広告を作成するための市場分析を行うこと。

- ・設定するターゲット別に目的達成のために効果的な使用媒体や配信タイミング等を含めた具体的なプランを提案すること。また、広告毎にインプレッション数、リーチ数、クリック数、エンゲージメントにかかる数値などの想定値を提案すること。

② 広告デザイン制作

- ・上記①で提案したプランに基づき、それぞれのターゲットに訴求できる広告デザイン（静止画・動画やキャッチフレーズの制作を行うこと。なお、デザイン案は統括デザイナーによる監修を受け、必要に応じて修正を行うこと。

③ 出稿・管理・編集

- ・提案をもとに、組織委員会と協議のうえ、広告への出稿作業を行うこと。
- ・出稿した広告に関して運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック数などの成果によって、より効果の高い媒体への変更、ターゲットの変更など、組織委員会に提案、協議のうえ、効果的な運用へ適宜変更、再出稿の作業などを行うこと。

目的	パラメータ 設定例	備考
流入元の識別(WEBサイト、SNSの名称等)	utm_source=google utm_source=yahoo utm_source=facebook utm_source=insta	
流入方法の識別(検索方法や広告の種類)	utm_medium=cpc utm_medium=display utm_medium=social	cpc : 有料検索広告 display : ディスプレイ広告 social : SNS、SNS 広告
広告コンテンツの識別(広告を複数出稿する場合)	utm_content=banner01 utm_content=textlink01 utm_content=movie01	banner : バナー textlink : テキストリンク movie : 動画

④ Google アナリティクスパラメータの活用

- ・ウェブサイトへの流入経路の識別、分析を可能にするため、広告のリンク先 URL には Google アナリティクスパラメータを設定すること。
- ・以下のルールに基づいてパラメータの設定・管理を行うこと。
- ・その他、提案内容に対して必要なパラメータの設定を追加すること。

⑤ 広告実施の結果検証・報告

- ・実施した広告毎に、インプレッション数、リーチ数、クリック数、エンゲージメントにかかる数値やコメント内容等の結果検証、KPI の達成状況等について報告を行うこと。

(2) 投稿コンテンツ作成

- ・予算内で実施可能な公式 Instagram アカウントで投稿する効果的なコンテンツを 12 本以上制作し、データを納品すること。(リール投稿用コンテンツや記事コンテンツなど)

(3) SNS 運用

- ・その他、予算内で実施可能な公式 SNS アカウント (Instagram および X) の効果的な運用方法 (フォロワー増加策やエンゲージメントを高めるための施策など) について提案し、実施すること。

(4) その他

- ・広告プラン等の提案時や結果報告時など、必要に応じて会議を開催すること。

- ・会議を実施する際の資料は会議の2日前には共有すること。
- ・令和6(2024)年3月10日(日)まで実施分を令和5年度実績として報告書を作成し、3月15日(金)までに提出すること。
- ・業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、提出すること。

7. 実施体制

- ・本仕様書に記載した業務および提案のあった内容について、円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。
- ・業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

8. 留意事項

(1) 著作権の帰属

本業務により作成された成果物のデザイン・イラスト・写真等を含む全ての著作権は以下に定めるところによる。

- ① 成果物の著作権(著作権法第21条から第28条に規定する権利をいう。)は発注者である組織委員会に無償で譲渡するものとする。
- ② 受託者は、組織委員会の事前の回答を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(2) 業務遂行に係る経費について

受注者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は契約金額に含まれるものとし、組織委員会は契約金額以外の費用を負担しない。

(3) 再委託について

原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、組織委員会の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 秘密の遵守

受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(5) 第三者の権利侵害

受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。

(6) 広告掲載に当たっての注意点

以下の事項を含む内容の広告を企画・制作することは認めない。

- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・違法行為又は違法行為を煽る内容に関するもの
- ・人種、思想、信条等の差別又は差別を助長させるもの
- ・社会問題又は係争中の案件についての主義主張にかかるもの
- ・社会的、市民生活的な観点から適切でないもの
- ・組織委員会又は他者の権利を侵害する恐れのあるもの

- ・組織委員会や大会のイメージを低下させる恐れのあるもの
- ・いわゆるステルスマーケティングに当たるもの
- ・その他社会通念に照らして組織委員会が不相当と認めるもの

以下の事項に該当するサイトへの広告出稿をしないこと。

- ・法令等に違反するもの又はそのおそれのあるもの
- ・公序良俗に反する恐れのあるもの
- ・人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
- ・政治性または宗教性のあるもの
- ・特定の主義主張を目的とするもの
- ・その他、組織委員会が広告を掲載することが適当でないと認められるもの

SNS・WEB 広告等を活用する民間企業等の動向や技術の変化を踏まえ、広告の受け手に与える影響の変化等（仕様変更含む）について適宜情報提供するとともに、広告出稿を継続することに疑義が生じた場合は出稿を取り下げるなど、状況に応じて適切に対応すること。

(7) その他

- ・本大会に関する全ての権利は大会の主催者である IPC に帰属する。受託者は、本業務の遂行にあたり、IPC 及び本大会のスポンサーの権利を侵害してはならない。
- ・受託者は、IPC/WPA から要求があった場合、本業務に関連する資料を IPC/WPA に開示又は提供しなければならない。
- ・受託者は、本業務を遂行するにあたり、組織委員会と十分に協議・連絡調整等を行うこと。受託者の業務の遂行に関して組織委員会が行う要求は尊重しなければならない。
- ・受託者は、組織委員会に対して、専門的知見や過去の経験等を活かし、多角的なアドバイスを積極的に行うこと。
- ・受託者は、本業務を遂行するにあたり、本大会の関係機関・団体、会場の所有者・管理運営者、組織委員会が別途契約する委託事業者、その他本大会の関係者（以下、「本大会関係者」とする）と連携・協力し、また、組織委員会と協力して本大会関係者との調整を行うこと。
- ・受託者は本業務に適用されるすべての法令を遵守し、業務の遂行に許認可等が必要となる場合は、自らの負担において取得等すること。なお、許認可等の取得に組織委員会の協力が必要な場合、組織委員会は適宜協力するものとする。
- ・受託者が、本業務を遂行するにあたり必要となる大会ロゴマーク、キービジュアル等のルック素材については、組織委員会より受託者へ提供する。なお、使用にあたっては組織委員会より提供されるブランドガイドラインの内容を遵守すること。
- ・本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については組織委員会と受託者とは協議して定めるものとする。

9. お問い合わせ先

神戸 2024 世界パラ陸上競技選手権大会組織委員会事務局
広報コミュニケーション部 広報コミュニケーション課 担当 伊藤、三根
住所：〒650-8570 神戸市中央区加納町 6 丁目 5 番 1 号
1 号館 17 階 神戸市文化スポーツ局国際スポーツ室内



TEL : 078-322-6449

E-mail : kobe2024pawc_prm@office.city.kobe.lg.jp